

いわき市特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）

入所に関する指針

い わ き 市

いわき市特別養護老人ホーム連絡協議会

いわき市特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）入所に関する指針

第1 目的

この指針は、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成14年8月7日厚生労働省令第104号）に基づき、いわき市内の特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設。以下「施設」という。）の入所に関する基準を定め、入所決定過程の透明化及び公平化を図り、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

第2 入所対象者

入所の対象者は、介護保険法に基づく要介護認定により、要介護1、2、3、4及び5と認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な者とする。

第3 入所の申込み

(1) 申込み方法

入所の申込みは、本人及び家族若しくは代理人（以下「入所申込者等」という。）が、いわき市特別養護老人ホーム入所申込書（第1号様式。以下「入所申込書」という。）に介護保険被保険者証の写しを添付して直接施設に申込みものとする。

(2) 入所申込者等に対する説明及び同意

施設は、入所申込者等に対して、指針の制度の目的及び入所順位の決定過程等の説明を行い、入所申込者等から同意書の提出を求めるものとする。ただし、同意書を求めることが困難な場合は、苦情として取扱い、第9の定めるところにより処理するものとする。

(3) 申込受付

施設は、入所申込書を受け付けたときは、入所申込受付簿（第2号様式）にその内容を記載し、整理しなければならない。

(4) 個別調査の実施

施設は、前号に定めるところにより整理した入所申込受付簿に基づき、個別状況調査票（第3号様式）により個別調査を実施しなければならない。

個別調査を実施する調査員は、入所申込をした施設の生活相談員又は介護支援専門員があたるものとする。

(5) 申込事項の異動申出

入所申込者等は、入所申込みをした後に入所申込書の記載内容に異動が生じた場合は、申込みをした施設に申込事項の異動申出をしなければならない。

第4 個別状況調査一覧表の作成

個別状況調査一覧表（第4号様式）は、第3第4号の規定により作成した個別状況調査票に基づき、別表に規定する優先順位判定基準に従い、入所の必要性の度合いを点数化し、作成するものとする。

第5 入所検討委員会

- (1) 施設は、入所の決定に係る事務を処理するため、合議制の入所検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置しなければならない。
- (2) 検討委員会は、当該施設の施設長、生活相談員、介護職員、看護職員及び介護支援専門員並びに第三者委員等をもって組織する。
- (3) 検討委員会に会長をおき、当該施設の施設長をもって充てる。
- (4) 検討委員会は、会長が召集し、原則として四半期ごとに1回開催するものとする。ただし、急を要する場合は必要に応じて開催するものとする。
- (5) 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- (6) 検討委員会は、第4の規定により作成した「個別状況調査一覧表」の上位10名程度の者について、優先順位を決定し、優先入所対象者一覧表（第5号様式）を作成するものとする。
- (7) 検討委員会は、検討委員会の議事の内容を記録した議事録を作成しなければならない。作成した議事録の保存期間は2年間とする。
- (8) 委員は、検討委員会において知り得た秘密を、正当な理由なく、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第6 入所者の決定

入所者の決定は、第5第6号による委員会の議を経て決定された順位に基づくものとする。ただし、施設長は、次に掲げる事由によりこの順位に依りがたい場合は、総合的に勘案して入所者を決定するものとする。なお、入所者を決定した場合は、決定事由を付して次回の検討委員会に報告しなければならない。

【入所決定に係る個別的状況】

- ① 空ベッドの性別（居室の男女別構成）
- ② 空ベッドの特性（認知症専用床等）
- ③ 入所対象者の状況等の変化

第7 特例な事由による入所

施設長は、次の各号のいずれかに該当するときは、検討委員会の議を経ず入所を決定することができるものとする。ただし、この決定をした場合は、施設長は、次回の

検討委員会に決定事由を付してこれを報告しなければならない。

- ① 施設が、災害や事件事故等により検討委員会を招集する余裕がない場合
- ② 老人福祉法に定められる措置委託及び、いわき市各地区保健福祉センターから緊急の要請があった場合

第8 申込取下げの取扱い

施設は、入所の意思を確認したにもかかわらず、入所申込者の都合により申込みの取下げあった場合は、入所申込取下書（第6号様式）を提出させ個別状況調査一覧表から削除するものとする。

第9 苦情処理

- (1) この指針に関する利用者等からの申込等に関する苦情の申出があり、当該施設において解決にいたらない場合は、いわき市長寿介護課及びいわき市各地区保健福祉センター介護保険窓口において取扱い、必要に応じて関係機関に連絡し処理するものとする。
- (2) 施設は、前号の規定に基づき連絡を受けたときは、所定の手続きによって処理するものとする。

第10 その他

- (1) この指針に定めのない事項は、検討委員会において協議し決定する。
- (2) 施設は、入所申込者の関係する市町村及び都道府県から入所検討委員会の議事録等の開示請求があった場合は、これに応じなければならない。
- (3) 入所申込者からこの指針の運用に関して説明を求められた場合は、入所申込者の入所決定の過程を説明するものとする。
- (4) この指針の改正に当たっては、いわき市並びにいわき市特別養護老人ホーム連絡協議会が必要に応じ協議し改正するものとする。

附 則

- 1 この指針は、いわき市並びにいわき市特別養護老人ホーム連絡協議会が定め、平成15年4月22日から実施する。ただし、本指針による入所者の決定の運用は、平成15年6月1日から適用する。
- 2 施設は、現に入所申込を受けている入所申込者について、本指針の趣旨を説明し、再申込みの意志がある場合は、入所申込書の提出を得るものとする。ただし、この場合の処理は、入所申込書の右上欄に「再申込」と表示するものとする。

これらの入所の決定は、本指針を準用し、平成15年6月1日までに個別状況調査一覧表を調製するものとする。

附 則

- 1 この指針は、いわき市並びにいわき市特別養護老人ホーム連絡協議会が定め、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。ただし、本指針による入所者の決定の運用は、平成 20 年 6 月 1 日から適用する。
- 2 施設は、現に入所申込を受けている入所申込者について、本指針の説明を行い、再申込みの意志がある場合は、入所申込書の提出を得るものとする。ただし、この場合の処理は、入所申込書の右上欄に「再申込」と表示するものとする。

これらの入所の決定は、本指針を準用し、平成 20 年 6 月 1 日までに個別状況調査一覧表を調整するものとする。